

富士市立高等学校 錬成館食堂運営業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富士市立高等学校 錬成館食堂運営業務の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 富士市立高等学校 錬成館食堂運営業務
- (2) 業務内容 富士市立高等学校 錬成館内にある食堂にて生徒、教員を対象とした食事提供を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
但し、双方の合意があれば履行期間の延長をするものとする。

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-0847 静岡県富士市比奈1654番地

富士市立高等学校 事務室（担当 大石）

電話番号 0545-34-1024（直通）

FAX番号 0545-38-3223

メールアドレス ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す

るものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(5)市内に事業所を有していること。

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和5年4月1日(土)	富士市立高等学校ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和5年4月7日(金)	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和5年4月7日(金)	富士市立高等学校ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和5年4月11日(火)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和5年4月11日(火)	電子メールによる通知
6	企画提案書等提出期限	令和5年4月27日(木)	持参又は郵送による提出
7	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和5年4月27日(木)	持参又は郵送による提出
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年4月28日(金)	
9	優先交渉権者の特定等結果通知	令和5年4月下旬	電子メールによる通知及び富士市立高等学校ウェブサイトへの掲載
10	契約	令和5年4月下旬	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和5年4月1日（土）から同年4月7日（金）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス ky-ichiritsu@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-34-1024（直通）
- (3) 質問回答日 令和5年4月7日（金）
- (4) 回答方法 富士市立高等学校ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士市立 錬成館食堂運營業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和5年4月1日（土）から同年4月27日（木）までの午前8時15分から午後4時45分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市立高等学校 事務室
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-1	1部
2	会社概要書	任意様式	1部

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和5年4月11日（火）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和5年4月11日（火）から同年4月27日（木）までの午前8時15分から午後4時45分まで（最終日は、午後3時までとする。）

- (2) 提出先 富士市立高等学校 事務室
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書	7部（正本6部）	任意様式（A4縦）

- (5) 留意事項
 - ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
 - イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
 - ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
 - オ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

11 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年4月27日（木）午後3時
- (2) 提出先 富士市立高等学校 事務室
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

12 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和5年4月28日（金）詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市立高等学校 2階会議室
- (3) 出席者 出席者は、3人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり15分以内とする。
(提案者からの説明10分、質疑応答5分)
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
 - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクター等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、学校で用意する。
 - エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明（10分）に含めないものとする。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

カ 参加表明者が1者の場合、プレゼンテーション及びヒアリングは行わず、企画提案書をもとに要領13の審査を行い、特定・非特定を決定する。

13 評価項目及び評価基準

企画提案書・プレゼンテーションに対する評価項目及び評価基準

※プレゼンテーションを実施しない場合も下記評価基準をもとに審査を実施する。

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）		配点
企画提案書・プレゼンテーション	体制	人員配置	・学校と十分に連絡調整が行える実施体制になっているか。	20点
			・業務実施体制は、業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっているか。	20点
	食事	食事内容	・学生が利用しやすい価格設定であるか。	20点
			・栄養バランスを考慮した食事であるか。	20点
			・食事の量、メニュー数は適切か。	20点
			・生徒のニーズに合わせた食事提供を目指しているか。	20点
		取組姿勢	・生徒のニーズに合わせた食事提供を目指しているか。	20点

評価項目及び評価基準は、各基準を20点満点（計120点満点）で評価する。

評価点	採点基準
20	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
15	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
10	普通（趣旨に合致している）
5	劣る（趣旨に一部合致していない）
0	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

14 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領5に定める「参加資格要件」及び本要領10に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の平均合計点が50点未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和5年4月下旬電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和5年4月下旬に富士市立高等学校ウェブサイトで公表する。

URL <https://fuji-ichiritsu.jp/>

ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

15 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和5年4月下旬（予定）

16 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

17 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(1) 本要領12「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

(2) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
- (2) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
- (3) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、学校はいかなる責任も負わない。

18 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式-1	プロポーザル参加表明書	要領8	
様式-2	プロポーザル参加辞退届	要領11	